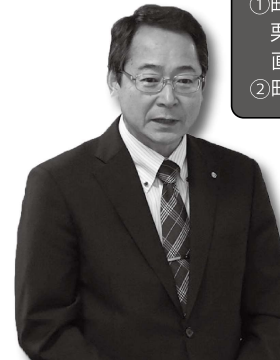


まちづくり 懇談会 皆さんの声を市政に！

懇談会の主な内容（予定）
①町からの情報提供
栗山赤十字病院の改築など
直面する町政課題 ほか
②町民の皆さんとの懇談



佐々木学町長との「まちづくり懇談会」を開催します。
ふるさとくりやまの今、そして未来のことを佐々木町長と直接、話し合いませんか？
多くの皆さんの参加をお待ちしています。

【問い合わせ】

総務課広報・防災・情報グループ ☎ 73-7501

令和2年度 まちづくり懇談会 開催日程			
月 日	時 間	場 所	参集地区
10月15日(木)	18:30～	総合福祉センター	栗山全地区
10月16日(金)	18:30～	農村環境改善センター	角田
10月20日(火)	18:30～	南部公民館	継立
11月9日(月)	18:30～	カルチャープラザ	栗山全地区
10月17日(土) ～11月11日(水)	各自治会単位で日程調整して開催します。 詳細の日程は、自治会長を通して回覧などで周知します。		

※新型コロナウイルス対策のため、来場時はマスクを着用してください。

あなたの回答が、日本の未来をつくります

令和2年国勢調査

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年ごとに実施する最も重要な統計調査です。

日本の今を知り、よりよい未来をつくるため、調査へのご回答をよろしく願います。

国勢調査とは？

○何のために調査するの？

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村の行政の基礎資料として活用されます。

また、学術・教育機関、企業など幅広い分野で利用され、私たちの暮らしに役立てられます。

○ご安心ください！個人情報保護は厳格に保護されます

国勢調査では、統計法によって厳格な個人情報保護が定められています。

調査票は封をした状態で提出し、国勢調査員は封筒を開封せず、封をしたまま町に提出します。

国勢調査に従事する者には「統計法」による守秘義務が課せられています。

○すべての人・世帯が対象です

国勢調査は、10月1日現在、日本国内に住んでいるすべての人・世帯が対象です。生まれたばかりの赤ちゃんはもちろん、3カ月以上日本に住んでいる（住むことになっている）外国人も、調査対象となります。

○みんなの義務です

国勢調査は「統計法」という法律に基づき実施します。「統計法」では、正確な統計を作成するために、調査票項目に回答する義務（報告義務）が定められています。

○回答期日は10月7日(水)です

今回の調査では、新型コロナウイルス感染症防止対策として、対面せずに調査票の提出ができるようオンラインによる回答と、調査票の郵送提出の2種類の方法があり



※土日・祝日も利用できます。

・国勢調査コールセンター
☎ 0570（07）202020
・IP電話の場合
☎ 03（6636）9607
午前8時～午後9時

※土日・祝日を除きます。

・町経営企画課地域政策グループ
☎ 7502
午前9時～午後5時

○10月7日(水)まで相談窓口を開設しています

町役場新庁舎3階第2会議室で、左記時間帯に窓口を開設しています。

調査票の記入の仕方に関する相談のほか、オンライン回答もできますので、ご利用ください。

ます。

オンライン回答には自動チェック機能があり、書き間違えの防止に役立ちますので、ぜひオンライン回答をご利用ください。

困ったら 一人で悩まず 行政相談

10/19(月)
～25(日)



行政相談委員
大島 政勝さん
湯地 ☎ 72-5110

特設行政相談所を開設

総務省では、行政相談制度について、広く国民に理解され、利用していただけるよう、毎年10月の1週間を「行政相談週間」と定めています。

今年度は、10月19日(月)から25日(日)までの1週間を「行政相談週間」と定め、本町でも行政相談委員が次のとおり特設行政相談所を開設します。

年金、税金、道路、雇用・労働問題など、国の仕事の手続き、サービスについて、暮らしの中で困っていることをご相談ください。

◆日 時 10月25日(日) 10:00～12:00
◆場 所 南部公民館

行政相談委員とは何か

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けた民間有識者です。

住民の相談相手として、国の仕事に関する苦情や要望を受け付け、その解決を図ります。

定例相談も開催

◆日 時

偶数月第1火曜日 10:00～12:00

◆場 所 農村環境改善センター

【問い合わせ】

町総務課広報・防災・情報グループ
☎ 7501

秋はヒグマにご注意を！

ヒグマによる人身被害は、特に春と秋に多く発生しています。秋は冬眠を控え、餌を求めてより活発に活動するため、人間とヒグマが遭遇する確率が高まります。

入山する際は、安全のために左記の「野山でヒグマに遭わないための基本的なルール」を守って行動しましょう。

【野山でヒグマに遭わないための基本的なルール】

・食べ物やゴミは必ず持ち帰る

・一人で野山に入らない

・野山では音を出しながら歩く

・事前にヒグマの出没情報を確認する

・薄暗いときには行動しない

・クマの足跡やフンを見つけたら、すぐに引き返す

【問い合わせ】

町産業振興課
農林業振興グループ
☎ 7515

